

## 中野区フィルムコミッション推進に向けた今後の方策について

中野区では、映画会社による撮影やアニメ制作会社によるロケハン、区民・団体による自主撮影などが増えている。こうしたことを踏まえ、今後、中野区のアピールとイメージアップにつながる映像作品の制作等への支援を進めていくため、今後の方策について取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### 1 フィルムコミッションを推進する目的

次の5点を促進するため、フィルムコミッションを推進する。

- ・中野のまちのイメージアップ(シティプロモーションの観点)
- ・文化・芸術活動を促進するための支援(中野区・国・都の方針に基づく観点)
- ・(区内事業者が参加している場合における)事業者の活動支援
- ・個人による情報発信への柔軟な対応(表現の自由の観点)
- ・中野区役所庁舎の外観ほか区有施設の積極的な活用(シビックプライドの醸成や歳入確保の観点)

### 2 課題

中野区全体でフィルムコミッションに取り組む土壌が整っていない(各区有施設により相談があったときの対応や使用料等の取扱いなどについて統一的なルールが定められていなかった)。

⇒「中野区都市観光施策方針」(2022年11月策定)において、情報発信を強化する取組例としてフィルムコミッションの運用方法の見直しが示されている。

### 3 基本的な考え方

#### (1) 位置づけ

区有施設においては、その使用に影響が生じない範囲内で、映画やドラマ、コマーシャル、アニメーションなどのロケーション撮影に使用させることを積極的に推進していくこととし、区有施設の使用は、行政財産の目的外使用(学校跡地等の普通財産の場合は貸付)とする。

ただし、公園、道路については、別途定めによる。

なお、区立学校については、教育上、学校運営上支障がないと学校長が判断した場合のみ、ロケーション撮影等の目的外使用を認めるものとする。

#### (2) 中野区フィルムコミッションの支援対象

- ア 区民や区民団体などの非営利の文化的な活動によるもの
- イ 区内事業者の事業活動に伴うもの
- ウ 区内外を問わず事業者等による区のプロモーションに寄与する活動によるもの

#### 4 使用料（貸付料）について

中野区行政財産使用料条例及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき算出する。

さらに、中野区のシティプロモーションに効果を発揮すると考えられる撮影や区有施設の使用については、次の2つの要素により使用料（貸付料）の減額・免除を行う（中野区行政財産使用料条例第4条第3号及び財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第2号による）。

##### (1) 区のプロモーションへの貢献度

- ・基準1 中野区が作品の舞台などであり、区有施設を含め、まちの風景などが随所に織り込まれている。
- ・基準2 鑑賞した者が、中野区に良いイメージを抱く作品である。
- ・基準3 劇場公開、テレビ番組など、拡散されるメディアを用いている。

基準1 区が舞台・風景	基準2 区のイメージ向上	基準3 拡散効果	減額率	減額基準
○	○	○	50%	A該当
○	○	×	25%	B該当
○	×	○	25%	C該当
×	○	○	25%	D該当

##### (2) 撮影者の属性及び目的

属性	目的	
	営利	非営利
区民・学生	25%	50%
区内事業者	25%	50%
その他の者	0%	0%

※ 上記（1）と（2）の組み合わせにより、0%～最大100%の減額を行うことを基本とするが、令和5年2月2日付4中総経第1745号総務部長通知「公有財産の使用料及び貸付料の減額・免除の考え方及び基準の新設について」の使用料の減額・免除基準及び貸付料の減額・免除基準のいずれかに該当する場合は、減額率が高い方の基準を適用する。

#### 5 個人やサークルにおける撮影への対応

SNSなどによる個人の情報発信が社会に定着している昨今において、過度な撮影の規制は、表現の自由を抑制するものである。区有施設（主に公園や建物の外観）においては、許可を要しない撮影として以下のようなルール化を行い、区民等の文化活動を側面的に支援する。

- ・撮影や立ち入りを禁止された施設・場所でないこと
- ・場所を占有しないこと
- ・大人数でないこと
- ・三脚や大掛かりな資材を用いないこと
- ・営利事業ではないこと
- ・他者のプライバシーに影響しないこと
- ・他者の活動の妨げにならないこと
- ・施設の禁止事項に抵触しないこと
- ・騒音、異臭、光線など迷惑行為を伴わないこと
- ・設備や什器の移動などを行わないこと
- ・施設管理者や施設利用者、近隣住民などから要請があった場合にはそれに従うこと

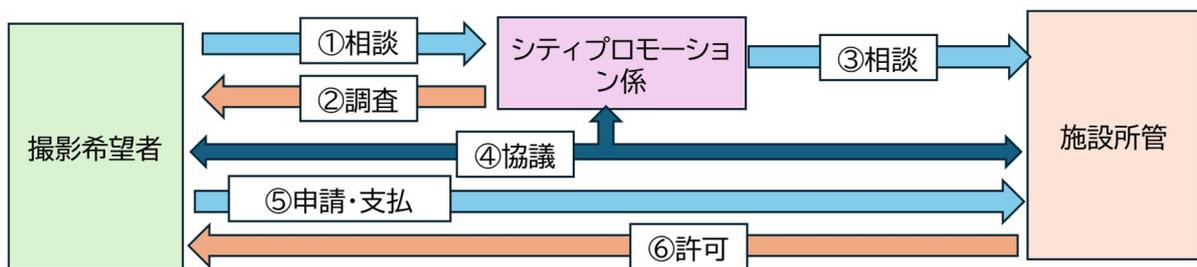
## 6 体制

区有施設での映画等のロケーション撮影については、文化振興・多文化共生推進課（シティプロモーション係）を窓口とし、一元化を図る。

区有施設でのロケーション撮影の相談があった時は、文化振興・多文化共生推進課（シティプロモーション係）において内容を調査し、各区有施設の所管と協議のうえ、各区有施設を所管する部署に、協力を依頼する。

各区有施設の所管で通常の使用に支障が無いと判断した場合は、ロケーション撮影を許可し、事前に使用料等を徴取する。

なお、区有施設以外でのロケーション撮影を希望する場合には、商店街、事業者又は中野区観光協会につなぎ、対応を依頼する。



## 7 広報など

中野区のシティプロモーションに資する撮影や区有施設の使用については、当該作品などについて様々な媒体により積極的に広報する。

また当該作品などに関連して、ふるさと納税の返礼品の開発、協力を促していく。

## 8 今後のスケジュール

令和7年5月より運用及び周知を開始（区のホームページやSNS、中野区観光協会のSNSなどにより順次周知する。）